

令和8年4月24日

第34回村上市農業委員会会議録

第34回村上市農業委員会総会を令和8年4月24日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	4 番	高	橋	大亮
5 番	遠	山	和孝	6 番	遠	藤	俊樹
7 番	斎	藤	博	8 番	稲	葉	浩之
9 番	阿	部	正一	10 番	佐	藤	昌夫
11 番	板	垣	栄一	13 番	島	田	幸男
14 番	田	村	昭一	15 番	佐	藤	裕介
17 番	佐	藤	健吉	19 番	富	樫	与志栄
20 番	富	樫	あゆみ				

2. 欠席委員は次のとおりである。

12 番	船	山	寛	16 番	加	藤	孝平
18 番	大	倉	毅				

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について
そ の 他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 東
事務局 次 長 中 村
事務局 係 長 田 島
事務局 主 任 蒲 澤

東局長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第34回村上市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は議席番号12番、船山寛委員、議席番号16番、加藤孝平委員、議席番号18番、大倉毅委員の3名でございます。よって、本日の出席委員は17名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数がありますので、本日の総会は成立いたします。

それでは、開会に際しまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

東局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

石山会長

それでは最初に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第34回村上市農業委員会総会議事録署名委員には、議席番号11番、板垣委員、議席番号13番、島田委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

それでは、報告に入ります。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1 ページ御覧いただきたいと思います。今月は1件ございます。番号1、申請人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、2,363平米となっております。申請事由としましては、申請地は30年以上前から耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

（位置説明省略）

報告は以上です。

石山会長

それでは、ただいまの説明についてご質問等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

石山会長

ないようですので、日程５の議題に入ります。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

田島係長

それでは、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について説明をいたします。

３ページを御覧いただきたいと思います。今月は、賃借権が９件、売買が４件、合わせて１３件でございます。

まず初めに、賃借権の設定について説明いたします。番号１番、貸人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑計２筆、地積合計２,２６９平米、契約の種別、賃借権の設定、期間は１年間、賃料１０アール当たり〇〇〇〇円となっております。

ここから以降、５ページ、番号９番までが賃借権の設定となっております。

続きまして、売買の案件について説明させていただきます。番号１０番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田３筆、地積合計９,９９０平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価が〇〇〇〇円、１０アール当たり〇〇〇〇円となっております。

次に、６ページを御覧ください。番号１１番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田２筆、地積合計１０,４４４平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価が〇〇〇〇円、１０アール当たり〇〇〇〇円となっております。

次に、番号１２番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田１筆、地積６１１平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価が〇〇〇〇円、１０アール当たり〇〇〇〇円となっております。

最後に、番号１３番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑１筆、地積４０９平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価が〇〇〇〇円、１０アール当たり〇〇〇〇円となっております。

(位置説明省略)

位置図の説明は以上でございます。

以上、説明いたしました賃借権と売買計１３件につきまして、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

ただいまの説明のあった案件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号、許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを説明いたします。

11ページ御覧いただきたいと思います。今月案件は2件となっております。番号1、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、70平米、転用目的は資材置場、契約の種別は売買、対価〇〇〇〇円でございます。農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者はこの度起業するに当たり、資材置場が必要となったため土地を探していたところ、住宅に隣接する土地が条件に適していたことから、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。資材置場、70平米です。すみません、対価〇〇〇〇円って言いましたけど、10アール当たりは〇〇〇〇円となっております。

続きまして、番号2、貸人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人、三条市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、875平米、転用目的は現場事務所及び駐車場敷地、契約につきましては賃貸借、対価〇〇〇〇円となっております。農地区分は第3種農地、備考としましては、一時転用でございまして、利用期間は8年5月1日から9年の4月30日までの1年間となっております。全体面積は875平米、関係者は2名となっております。こちらのほうは、5年前に〇〇〇〇が最初に借りまして、その後継続して一時転用となっておる場所でございます。国交省の発注の朝日温海道路工事に伴う現場事務所等となっております。

(位置説明省略)

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いします。

14番、田村委員。

田村昭一委員

14番、田村です。議案第2号、番号1の農地法第5条の規定による許可申請について、朝日地域農地転用現地調査の報告をいたします。

朝日地域では、4月9日に農業委員4名、最適化推進委員5名、事務局からは東局長さん、中村次長さん、田島さん、朝日支所産業建設課から園部さんが出席し、朝日支所2階において農地法第5条の規定による許可申請について協議を行いました。午後1時半から中村次長さんの説明を受け、現地確認をした私の説明後、協議を行いました。協議後、全員で現地の村上市〇〇〇〇の申請地を視察しました。現地では、親の〇〇〇〇さんが立会いの下、確認作業を行いました。申請場所は、県道〇〇〇〇線脇の村上市〇〇〇〇地内の箇所です。申請は、転用目的が畑から資材置場に変更する70平米の場所です。申請箇所は集落内にある畑で、周囲の農地に支障のあるところではありません。本人が左官業を営み、その資材の鉄筋棒、型枠、裁ちばさみ、砕石を置く場所を探していたところ、自宅近くの申請地が最適と思い、土地の所有者である〇〇〇〇さんと協議した結果、売買契約が成立しました。地域計画から外れた場所でもあり、今後の構造物の建設予定もなく、周囲の農地にも影響ないことから、特に問題はありませんと判断いたしました。

以上のことから、朝日地域としては参加委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議をよろしくお願いします。

石山会長

続いて、現地調査の報告、議案番号2番についてお願いいたします。

3番、菅原委員。

菅原隆雄委員

3番、菅原です。農地法第5条申請の議案番号2番につきまして、4月6日に現地調査を実施いたしましたので、報告します。

当日は、午前10時に〇〇〇〇地内の申請場所において、農業委員2名、事務局からは中村次長、鬼原主査が出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現地調査を実施しました。

また、4月20日午後1時に〇〇〇〇地内の申請場所において、農業委員、私と事務局からは中村次長、長濱さんが出席し、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんより申請内容について説明を受け、現地調査を実施いたしました。この場所は、現在〇〇〇〇が朝日温海道路の工事に伴い、現場事務所として一時転用許可を受けている場所であります。申請者である〇〇〇〇は、朝日温海道路工事の受注に伴い現場事務所、駐車場が必要になったため、現在〇〇〇〇が使用している現場事務所等をそのまま引き継ぎ、一時転用申請するものです。埋設のところは、水道の給水はそこ1本しか給水せず、排水はバケツで対応するとのこと。トイレは、仮設トイレを使用するとのこと。また、小学校の通学路になっていますが、交通誘導員を置くそうです。申請地の隣地には農地がないことや周囲の農業者からも苦情もないことから、山北地域としましては許可すべきものとの意見になりました。皆様のご審議よろしくお願いします。

石山会長

それでは、議案第2号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第2号、許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

蒲澤主任

議案の説明に入る前に一部修正がございます。紙でお配りしました第34回村上市農業委員会総会議案修正表を御覧ください。議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付についての30頁67番の利用権等の設定(移転)をする者の住所・氏名の修正がございます。4月11日に〇〇〇〇様がお亡くなりになりまして、4月17日の午後に農業委員会の窓口にてご親族が承継の手續に来庁されてきました。既に新潟県農林公社へ農用地利用集積等促進計画を提出済みではございましたが、相続人代表者の〇〇〇〇様から農用地利用集積等促進計画を再提出していただきました。新潟県農林公社へ差し替えの対応等をしていましたので、よろしくお願ひしたく思います。

なお、この修正等は総会終了後に皆様のタブレットにも送付いたしますので、ご確認いただければと思います。

それでは、議案の14ページを御覧ください。議案第3号、農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が36件、賃貸借が54件で、合わせて90件ございます。

それでは、番号1番から使用貸借の設定でございます。番号1番、出し手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、受け手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積合計1,084平米、利用権等の種別、使用貸借による権利の設定、期間は10年であります。

以降、22ページ、番号36番までが使用貸借の設定でございます。

続きまして、23ページ、番号37番からは賃貸借の設定でございます。番号37番、出し手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、受け手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田ほか1筆、地積合計5,990平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間は10年間、借賃、10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は借人負担であります。

以降、36ページ、90番までが賃借権の設定でございます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、議案第3号については、私が議事に参与できませんので、職務代理者に代わって議長を務めていただきますので、よろしくお願いします。

(1番 石山 章君退席)

板垣職務代理

それでは、会長に代わりまして私が進行いたします。

ただいま説明ありました議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付についてを議題といたしまして説明を受けました。

それでは、番号1番から67番について、ご意見、ご質問のある方はございませんか。先ほど訂正のあった部分については、訂正の内容でお願いをいたします。ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。

阿部委員。

阿部正一委員

9番、阿部ですが、ちょっと聞きたいんですが、番号15番、これの訂正するんだけど、〇という名前なんですか。〇〇とかなんとか、これもだったか。

蒲澤主任

〇〇さんですね。〇〇〇〇さんでしょうか。

阿部正一委員

〇〇の〇がないので。

蒲澤主任

それは、ちょっと文字化けの関係で。

阿部正一委員

なぜさっきと一緒に説明しないの。

蒲澤主任

すみません。幾つか文字化けがありまして。

阿部正一委員

全部見るわけじゃないからさ。

蒲澤主任

はい。

阿部正一委員

確かに説明は上手だったかも、こういうことで何か言わんばないと思うんで。

板垣職務代理

阿部委員、よろしいですか。

阿部正一委員

はい、結構でございます。じゃ、〇〇で。

中村次長

〇〇です。

板垣職務代理

事務局に伺います。ほかに気づいた文字化け等々の訂正はありますか。

蒲澤主任

あくまで代表で先ほど局長のほうから伝えたのが12番の〇〇〇〇さんで、今回質問を受けていたのが15番の〇〇〇〇様になりまして、そのほかにまだ複数ございまして、番号32番、利用権等の設定をする者の住所氏名に〇〇〇〇様の〇の字がなかったと思いますので、そちらもです。

蒲澤主任

隣の〇〇〇〇さんも〇〇が文字化けしております。

板垣職務代理

分かりましたか、皆さん。聞こえない方……

(何事か声あり)

富樫あゆみ委員

いっぱいありますよね。

蒲澤主任

そうですね。いっぱいあるので。

阿部正一委員

何でこんなに出てくるか。

中村次長

それが正直分からなくて、何かPDFのバージョンが違うのかどうなのかがちょっと分からないんで、それで調べさせていただきたいと思っていました。今日たったさっき。

阿部正一委員

間違いはございませんって。全然変わらない。

中村次長

申し訳ございません。

阿部正一委員

予習してこいなんて、してこれねえ。

中村次長

申し訳ございません。

板垣職務代理

タブレットに送付済みの資料の中に一、二点訂正がありますというのは説明がありました。今後いろいろと検討するということでもありますので、早急に検討をして、お願いいたしたいと思いますし、分かるのであれば、会議が始まる前に、その点についても十分にそういうことを説明の上で審議に入らせていただきたいと思います。

内容につきまして、ご意見ないようでありますので、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

それでは、異議なしと認め、番号1番から番号90番まで、利用権の設定について、意見なしとして意見書を交付してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

それでは、1番から番号90番までの利用権の設定は、意見なしとして意見書を交付いたします。

(1番 石山 章君着席)

板垣職務代理

会長、今ほどありました番号1番から90番までの利用権の設定は、意見なしとして意見書を交付することに決定しました。

石山会長

ありがとうございました。

議案は以上であります、その他、皆さん方から。

(発言する者なし)

石山会長

なければ、引き続き協議、連絡事項に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和8年4月24日

村上市農業委員会

会 長 石 山 章

同議事録署名委員

委 員 板 垣 栄 一

委 員 島 田 幸 男